

指定事項変更届出について

指定給水装置工事事業者は、次の各号の一に掲げる事項に変更があったとき、変更のあった日から 30 日以内に、その旨を水道事業管理者に届け出なければなりませんとしています。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

■提出書類（別表のとおり）

(1) の変更の場合

- ①指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第 10 号）
- ②発行済みの指定給水装置工事事業者証

(2) の変更の場合

- ①指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第 10 号）
- ②発行済みの指定給水装置工事事業者証
- ③【法人の場合】定款（又は寄付行為）及び登記簿の謄本
【個人の場合】住民票（又は外国人登録証明書）の写し

(3) の変更の場合

- ①指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第 10 号）
- ②誓約書（様式第 2 号）
- ③登記簿の謄本

(4) の変更の場合

- ①給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第 3 号）
- ②給水装置工事主任技術者証又は給水装置工事主任技術者免状の写し（新規に選任する場合のみ）

別表

(1) ～ (3) ○：提出書類

指定事項変更届出の種類		指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (様式第10号)	定款の写し	登記簿の謄本	住民票の写し	誓約書 (様式第2号)	発行済の指定給水装置工事事業者証
事業所の名称及び所在地	法人	○					○
	個人	○					○
氏名又は名称及び住所	法人	○	○	○			○
	個人	○			○		○
代表者の氏名	法人	○	○	○			○
役員の氏名	法人	○		○		○	

(4) ○：提出書類

指定事項変更届出の種類	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (様式第3号)	給水装置工事主任技術者証又は給水装置工事主任技術者免状の写し
主任技術者の選任	○	○
主任技術者の解任	○	